

---

令和3年 第3回(定例)由布市議会会議録(第6日)

令和3年9月28日(火曜日)

---

議事日程(第6号)

令和3年9月28日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 認定第1号 令和2年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 令和2年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 令和2年度由布大分環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度由布市一般会計補正予算(第4号)」
- 日程第6 議案第45号 由布市過疎地域持続的発展計画について
- 日程第7 議案第46号 由布市企業立地促進条例の一部改正について
- 日程第8 議案第47号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第9 議案第48号 字の区域の変更について
- 日程第10 議案第49号 令和3年度由布市一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第50号 令和3年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第51号 令和3年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第52号 令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第53号 令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第54号 令和3年度由布市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第16 発議第5号 由布市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第17 発議第6号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

追加日程

- 日程第1 報告第27号 専決処分の報告について
- 日程第2 報告第28号 専決処分の報告について

- 日程第3 報告第29号 専決処分の報告について  
日程第4 報告第30号 専決処分の報告について  
日程第5 議案第55号 令和3年度由布市一般会計補正予算（第6号）  
日程第6 発議第8号 大分県主要農作物等種子条例制定を求める意見書  
日程第7 閉会中の継続審査・調査申出書
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について  
日程第2 認定第1号 令和2年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について  
日程第3 認定第2号 令和2年度由布市水道事業会計収支決算の認定について  
日程第4 認定第3号 令和2年度由布大分環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて「令和3年度由布市一般会計補正予算（第4号）」  
日程第6 議案第45号 由布市過疎地域持続的発展計画について  
日程第7 議案第46号 由布市企業立地促進条例の一部改正について  
日程第8 議案第47号 由布市税特別措置条例の一部改正について  
日程第9 議案第48号 字の区域の変更について  
日程第10 議案第49号 令和3年度由布市一般会計補正予算（第5号）  
日程第11 議案第50号 令和3年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第12 議案第51号 令和3年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第13 議案第52号 令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
日程第14 議案第53号 令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第15 議案第54号 令和3年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）  
日程第16 発議第5号 由布市議会委員会条例の一部改正について  
日程第17 発議第6号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について  
日程第18 発議第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

追加日程

- 日程第1 報告第27号 専決処分の報告について



商工観光課長 …………… 古長 誠之君  
福祉事務所長兼福祉課長 …………… 馬見塚美由紀君  
挾間振興局長兼地域振興課長 …………… 後藤 和敏君  
庄内振興局長兼地域振興課長 …………… 花宮 宏城君  
湯布院振興局長兼地域振興課長 …………… 後藤 睦文君  
教育次長兼教育総務課長 …………… 衛藤 誠治君  
消防長 …………… 佐藤 尚也君

---

午前10時00分開議

○副議長（甲斐 裕一君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくをお願いします。

ただいまの出席議員数は16人です。議長より欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。本日の議事日程はお手元に配付の議事日程第6号により行います。

---

○副議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題といたします。今期定例会にて付託いたしました請願2件及び継続審査となっていました陳情2件について常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。まず、総務常任委員長、長谷川建策君。

○総務常任委員長（長谷川建策君） 皆さん、おはようございます。御苦勞でございます。陳情審査報告をいたします。総務常任委員会委員長、長谷川建策です。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告をします。

日時、令和3年9月21日火曜日。審査、まとめ。場所、本庁舎新館3階第1委員会室。出席者、記載のとおりです。書記、議会事務局。

陳情、受理番号8、受理年月日、平成29年11月27日、件名、私達は、市に対して、本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めます。

委員会の意見、平成29年第4回定例会において継続審査となったものである。塚原全共跡地での太陽光発電施設事業計画において、由布市が湯布院塚原プロパティ合同会社との間で締結した土地売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めるものである。担当課から、これまでの経過について聞き取りを行った。説明を受ける中で委員からは、引き続き審査を要するとの意見が出された。慎重に審査の結果、継続審査すべきと決定。

審査結果、継続審査。

陳情、受理番号1、受理年月日、令和3年5月28日、件名、湯平区・塚原区の切実な要望に寄り添い、バス業者の定時定路線から、住民も参加する中・小型車の「自家用有償運送」と「互助による輸送」の実験運行に1日も早く着手してください。

委員会の意見、令和3年第2回定例会において継続審査となったものである。本陳情について陳情者から資料を受領し、併せて担当課へ聞き取り調査を行った。当委員会ではこれまでの間、委員会独自の学習会の開催や湯布院地域の議員による学習会を通して自家用有償運送等の研究を行ってきたが、委員からは、運行については現段階では検証すべき点があり、今後も調査研究を行う必要があるとの意見が出された。慎重審査の結果、継続審査すべきと決定した。

審査結果、継続審査。

以上、報告を終わります。

○副議長（甲斐 裕一君） 次に、産業建設常任委員長、太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） おはようございます。産業建設常任委員会の太田洋一郎です。請願審査についての報告を申し上げます。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時、令和3年9月21日火曜日。請願審査、まとめ。場所、本庁舎新館3階第3委員会室。出席者は記載のとおりでございます。書記は議会事務局。

請願、受理番号4、件名、「大分県主要農作物等種子条例制定を求める意見書」に関する請願書。

本請願は大分県議会に対し、大分県主要農作物等種子条例の制定を求めると及び大分県に対し関係者に意見聴取をして条例制定に向けた検討を行うことを求める意見書の提出を求めるものでございます。

請願者及び農政課に聞き取りを行いました。その上で、大分県の現行条例や要綱等により請願趣旨はある程度守られているとはいえ、請願者の願意にあるように法律の廃止による影響への不安要素も理解できる。そのことから、県に現行条例等の再考を促すことも必要と考えられるとの意見が出されました。慎重審査の結果、採択すべきと決定いたしました。

審査結果、採択すべき。

受理番号5、件名、請願書。本請願は由布市湯布院町川上2967番13付近から2965番5付近の里道について市道編入を求めるもの。

この里道には、直角に曲がった箇所があり、隅切りを設置しなければ通行に支障をきたす部分や抵当権のある土地等も含まれております。市道認定において請願者は以下のことを満たす必要

があるとの意見が出されました。

当該道路については、隅切り設置を含めた道路用地を由布市へ無償寄附するものであり、かつ抵当権その他第三者の権利を全て抹消し、請願者により土地分筆登記を行われ所有権移転登記が速やかに実行できるものとし、所有権移転登記に必要な書類等を用意すること。なお、隅切りの規格等については道路管理者と十分協議すること。

慎重審査の結果、採択すべきと決定。

審査結果、採択すべき。

御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（甲斐 裕一君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告のとおり平成29年受付、陳情受理番号8、私達は、市に対して、本件土地の売買契約書中の契約解除条項を誠実に履行することを求めます。及び陳情受理番号1、湯平区・塚原区の切実な要望に寄り添い、バス業者の定時定路線から、住民も参加する中・小型車の「自家用有償運送」と「互助による輸送」の実験運行に1日も早く着手してください。については、継続審査となっております。

これより審議に入ります。なお、委員長報告に対する質疑については審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

まず、請願受理番号4、「大分県主要農作物等種子条例制定を求める意見書」に関する請願書についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。鷺野弘一君。

○議員（10番 鷺野 弘一君） 産建委員長にお尋ねをします。この中で種子法とは一体どのような品種が種子法であって、現在、大分県においてはこの種子法の趣旨に対してどのような対策を取られて農家に運営をされているのかについてお尋ねをします。

また、文中にあります種苗という文章が出てまいります。種苗と種子法ではこれ、全く内容が違うんですけれども、ここのところはどのように検討・討議をされたのかお尋ねをします。

○副議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） お答えいたします。

委員会の中で、種子法についてでございますけれども、種子法廃止について、それに対して県のほうとしては要綱を定めて種子法廃止に対しての対策をしているというようなことで説明を受けておりますが、やはりその要綱ではどうしても弱いというふうな意見も出されておまして、というのが、要綱につきましても県の課長レベルで要綱の内容を変えることもできるというふうなことの不安な材料もあるというふうなことでございます。

それから、種子法と種苗法による違いと言いますか、その件に関しましては、るる説明をいただきましたけれども、やはり種子法と種苗法では趣旨が全く違うということで、なかなかその種

子法廃止について種苗法で網羅できるというふうなことにはなっていないというふうな説明を受けました。その結果、審議をした結果、こういうふうな形になりました。

以上でございます。（「種子法とは、一体どのような品目を種子法とっているのか教えてください」と呼ぶ者あり）

○副議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） 主要農産品目でございます。例えば米であるとか、麦であるとか、そしてまた大豆であるとかということでございます。（発言する者あり）

○副議長（甲斐 裕一君） 鷲野弘一君。

○議員（10番 鷲野 弘一君） いや違う、1回目で私が質問していることだから。その種をどのように保護してるのかと、作っているのかということをは言ってるのに、その答弁がないから、今、聞いてるんですよ。

○副議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） 種子の品質は種苗法により種子法廃止後も確保され、民間事業者が生産するということにも適用されております。ただ、種子法の目的は品種の育成の振興と種苗流通の適正化であって、新品種の育成者の権限を保護するものではありません。種子法の目的としている主要農産物の優良な種子の生産及び普及のための品質を目的とするものではないため、種苗法によって種子法の目的は補てんされていないというふうに説明を受けております。

○副議長（甲斐 裕一君） 鷲野弘一君。

○議員（10番 鷲野 弘一君） 今回ね、これ、出されているんですけども、大分県においてはこの種をどのように保護しているかと、これ、戦前からの法律でありましてね、米・麦・大豆です。これ、種がどうなってるのか、これ確か2018年か17年にこの撤廃という問題が出てまいりました。そのときに、やはりいろいろ調べて歩きましたけれども、県、また大分県農協等にも尋ねて、県から御指導いただきまして農協のほうに一応尋ねられて、現在の種はどのように作られてるのか確認をしてくれと。特にこの由布市においても、この周りのここ柿原地区がまず1つの種の産地としまして、種子法の種の生産地として認められております。あと上は玖珠、九重、あと大野町等、また宇佐平野等、いろいろな場所で種、作られてますけれども、大分県においてはこの種子三法は守られてるといふ、やめたとしてもこれは守られてるといふことを農協からも御指導いただきました。

今回、この文書見ると、中にまだ種苗と種子法が何か混ざったような書き方されてるんですけど、それについてもう少し検討、そこのところどのように検討されてるのか、文書においてこの中に種子法というのが、内容が抜けてるんであれば、私はもう委員長おっしゃるとおりでいい

と思うんですけれども、まず第一は、今の種がどのように確保されてるのかという勉強等されて、中でそういうのを討議されて上でこれを出してくるんなら私も理解しますけれども、県、農協とか、大分県農協とか尋ねて、現在、大分県では28、これ、日本中の中で28都道府県が認めてると言いますけれども、28都道府県においてはまだそういう条例は中になかったものですから、大分県においてはもうその種子は守られてるといふ1つの条例があるわけですから、そのところどのように検討されてるのか、その辺についてもう一度答弁をお願いします。

○副議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） 今、質問がございましたけれども、種子法と種苗法を混同してるんじゃないかということ、そしてまたどういふふうにするかというところでございまして、先ほどから申しますように、種子法と種苗法は若干の性格が違うということと、それとやっぱり種子が守られてるということと、これから先、どのように守られてるかということが担保されてないというふうなこともあるかと聞いております。

そして、また農水省のほうからも速やかに各県でこの条例、こういったその条例を制定すべきではというふうな回答も出ておりますので、そういった意味も含めてやはり願意といいますか、請願者の願意にしっかりと不安材料を少しでも取り除くという意味合いも含めまして、我々委員会としては採択というふうになってございます。

またこの採択をした上で県議会のほうはどういふふうな判断をされるかというところは県のほうに委ねたいというふうに思っておりますけれども、何度も言うように、請願者の願意というところをしっかりと考えた中で、これだけ法が整っている中でもやはりそのどこかに網の穴があるかのようなこともございますので、慎重には慎重をとるところも踏まえまして採択させていただいたということとでございます。

○副議長（甲斐 裕一君） 鷲野弘一君。

○議員（10番 鷲野 弘一君） 大分県においては、農業技術センター等が廃止もされず、現状もやはり前のおり残って、今、運営されていると。この中において稲の種子においては「おおいた11」が確かできて以降、大分県においては新しい品種ができてません。そういうふうな中で、この種子法がとか何とか言いますが、これ自体が農協との関連の中でピシッと産地も指定してできてるのに、その辺も勉強された上でこの討議をされてるのかということをもう一度お尋ねします。

だから、「おおいた11」とかができた以降とか、その辺まで勉強されてやっつけてるのかということをもう一遍お尋ねします。

○副議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） 今、おっしゃられるように、現行法では「おおいた11」というふうな品種を開発されたと、その後、何かあるのかというところは主要農産品目の中ではございませんけれども、今後、どういうふうなものが出てくるということも考えられますので、そういったことも含めてやはりしっかりと条例で定めて守る必要があるというふうに判断しております。

○副議長（甲斐 裕一君） ほかに。高田龍也君。

○議員（2番 高田 龍也君） 委員長にお尋ねいたします。

請願理由の主な中で、地域ブランドとしての湯布院野菜が湯布院の貴重な観光資源となっていることを鑑みとありますが、大分県の主要農産物の種子として登録されていたもので湯布院野菜として使用されているもの、それが湯布院の観光業の貴重な資源となっているというのが理由づけになってますので、その何が主要的に湯布院野菜として栽培されていて、どれだけの売り上げがあって、今回、こうやって条例を作ることを請願することによって、それがどれぐらいの規模で守られるのかという、その試算的数字も教えていただくと助かります。

○副議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） すいません、どの文からの質問でしょう。（発言する者あり）

今の質問でございますけれども、数値的な、効果的な、効果と言いますか、どれだけのその費用対効果があるかと、そういった部分に関しては当委員会ではそこまで算出して議論しているわけではございません。

○副議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君。

○議員（2番 高田 龍也君） すいません、請願されている経過等の中で、件名、趣旨と理由というのが主にありまして、それをもって委員会の中で話をされてると思うんですよね。それが無いことには委員会で話すものがないと思うんですけど、その中で、その主たる理由として何度も出てくるものに対してどのように検討しているかということがないっていうのがちょっと採択すべき——まあ先ほど鷲野議員も言われてましたけれども、主たる農産物ってなるとお米とか大豆とか麦とかなんですね。それが湯布院野菜として登録されているものなのかどうかということが、由布市としては今回、理由づけの中では観光資源となっている、重大な。その主要品目が重大な観光資源なのかどうかというその精査もしていただいているだろうと思ってるんですよね。だから採択すべきで来てると思うんですけど、その点をもう一度、何が湯布院野菜とか、今回の理由の中で何の野菜が湯布院の、湯布院野菜として貴重な観光資源なのかを教えてくださいと思います。

○副議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） 湯布院野菜というふうなことで書かれておりますけど、やはり湯布院というのは年間400万人を超える、コロナ前でございますけれども、観光地であると。ある意味で由布市の全域の野菜を消費する消費地でもあるという意味合いで観光と農産物、今回のその請願文書の中にそういうふうに使われている、うたわれたというふうなことで、我々もそれを認識しながら、やはりその農業と、そして観光というのをしっかりと結び付けていくということも今回の請願の中にもあることですので、そのところはしっかりと尊重したというふうなことでございます。（「2回目の質問の中で、大分県の主要農産物で登録されているものと湯布院の観光野菜と、どの対応なのか今、分からなかったんですけど」と呼ぶ者あり）

○副議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） もちろんその由布市野菜、農産物の中には米でございますとか、朝霧ホウレンソウでございますとか、そういったこともございますので、そういったことも含まれるというふうに考えております。

○副議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君、3回目。

○議員（2番 高田 龍也君） 3回目、最後です。

すいません、委員長の答弁によりますと、大分県主要農産物に該当するものであるとお米なんかと思う。湯布院でお米ってなると、今、大分県で登録品種になってる「おおいた11」、先ほど鷺野議員からも御説明がありました、「おおいた11」作ってる方ってどれぐらいいらっしゃるんですか、という1回目の質問にまた戻ってしまうんですけども、その数字的根拠がないことには、保護する人っていうのがどれだけいるのか。保護すべき農業者、農業従事者がいらっしゃるのか、またその種を作っていく方々が由布市にどれだけいるのかっていうことが全く説明の中で分からない状況下で、私も鷺野議員と一緒になんですが、今回、もう少しお勉強、討議を皆さんしながら、言わんとすることは分かりますので継続審議なのかどうかいろいろ思うところがありますので、もう一度、数字的、客観的データもお聞かせ願いたいと思います。お米、「おおいた11」に関してだと思しますので、お米って言ったときにはですね。それがどれぐらいあるのかという、もう一度お聞かせください。

○副議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） その生産者に対しての生産者戸数ですね、そういったことは今回、資料として求めておりませんので分かりませんが、やはりその、何度も言うように、この請願に対する願意というものをしっかりと我々としては重きを置きたいというところがございます。そして、また何度も言うように、農水省のほうにも種子法廃止後に各県で種子の条例を制定してくださいというふうなものの通達も出ているというところも重きを置いて審議させていただきました。

また米どころである新潟であるとか、そういった東北地域が既に条例を制定しているということは、この条例制定というのはある意味非常に必要ではないかというところで、そういったことで先行事例も参考にさせていただきました。

以上でございます。

○副議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） ないようでしたら、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。鷲野弘一君。

○議員（10番 鷲野 弘一君） 今の話をいろいろ聞いておりますけれども、まだやはりちょっと内容的に議論が足りないのではないかというふうに思います。そういう中において、大分は今度は来年度から「なつほのか」という品種をまた導入したりとかしております。そういうふうなのがありますから、今、私、知る限りでは地元にある地キュウリとかに対してはこの種子法なんかには全く地元の野菜を守れとか言いますけれども、地元の野菜で昔からあるのに対しては確かこういう種子法には関係ないというふうになっておりますので、ちょっとやっぱその辺が入り乱れ過ぎてるのではないかと思うので、私はもう少しこれは討議をすべきだというふうに思っております。

○副議長（甲斐 裕一君） ほかに討論ありますか。佐藤郁夫君。

○議員（12番 佐藤 郁夫君） 私は賛成の立場で討論に入ります。

この条例は、先ほどから経緯を聞いておりました、3年前に国で廃止された種子法を県の条例に制定して主食の種、特に米・麦・大豆などの生産事業を引き続き継続してもらい、種を安定供給するための条例であります。全国でも既に27道県がこの条例を制定をしております。審査中の経緯でもありましたように、やはりこの法が廃止されてから、やはり不具合の部分もあるということで、各道県もそういう条例をしておるわけでありまして、やはり主要農産物の種だけではありません、伝統品種や県のブランド野菜や果物などを守ることができる。地域で種を生産し、供給することは農業生産も安心して取り組み、消費者に農産物を安定的に供給するという由布市で農業されているこの願意の皆さんの気持ちをやはり汲んで賛成すべきと思って、賛成討論いたします。

○副議長（甲斐 裕一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立9名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号4の請願は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願受理番号5の請願書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、受理番号5の請願は委員長報告のとおり採択されました。

---

○副議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第2、認定第1号、令和2年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第54号、令和3年度由布市水道事業会計補正予算までの14件を一括議題とします。

付託しております各議案について各委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、決算特別委員長及び総務常任委員長、長谷川建策君。

○決算特別委員長兼総務常任委員長（長谷川建策君） 決算委員会委員長報告をいたします。委員長の長谷川です。

最初に、決算特別委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したので由布市議会会議規則第110条の規定により報告をします。

日時、令和3年9月16日。審査、まとめ。場所、本議場です。出席者は記載のとおり。裏面をごらんください。

審査結果、認定第1号、令和2年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

審査の結果、原案認定すべきと決定。

経過及び理由、令和2年度一般会計における経常収支比率は、前年度比で1.5ポイント改善

し、94.3%で、財政力指数は前年度比0.007ポイント低下し0.430となっている。歳入総額は250億3,757万1,000円で、前年度に比べ65億6,592万9,000円の増、歳出総額は240億7,152万3,000円で、前年度に比べ61億5,406万8,000円の増である。予算現額の285億9,932万6,000円より支出済額と翌年度繰越額を除いた不用額は8億973万5,000円となり、前年度と比べ2億6,569万1,000円増加している。

一般会計以外の4つの特別会計の決算状況は記載のとおりで、いずれの会計も収納率は改善しています。

以上、一般会計と4つの特別会計の歳入歳出決算の審査を行いました。各委員から質疑が行われ、令和2年度決算について情報共有を行いました。委員会の意見として、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応と災害からの復旧への支援、新たな財源の取り組みを進めるとともに、健全な財政運営に努め、市民サービスの向上に向け努力していただきたいとの意見が出されました。

慎重に審査した結果、全員一致で原案認定すべきと決定。

次に、認定第2号、令和2年度由布市水道事業会計収支決算の認定について。

審査の結果、原案認定すべきと決定。

経過及び理由、給水状況については、給水人口は3万17人、普及率は94.4%である。また年間総有収水量は370万4,318立方メートルで、有収率は前年度対比3.6ポイント低下して71.5%であった。予算執行状況については、収益的収入の決算額は9億3,027万201円で、収益的支出の決算額は8億211万4,460円となっている。営業収益から営業費用を差し引いた営業損失は1億6,351万1,349円、営業外費用の経常利益は9,314万5,231円、当年度純利益は1億812万2,881円となり、本年度は黒字決算となっている。当年度純利益に前年度繰越剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は1億3,696万416円となっている。以下、資本的収支については記載のとおりであります。

令和2年度決算は、簡易水道事業が統合されたもので事業規模が拡大しており、歳入歳出ともに増額となっています。

慎重に審査した結果、全員一致で原案認定すべきと決定しました。

次に、認定第3号、令和2年度由布大分環境衛生組一般会計歳入歳出決算の認定について。

審査の結果、原案認定すべきと決定。

経過及び理由、由布大分環境衛生組合は、昭和45年に庄内町、挾間町、野津原町が大分郡環境衛生組合として設立され、その後、湯布院町の加入や市町村合併に伴い、由布大分環境衛生組合となったものである。令和3年3月31日をもって解散したことから、組合の管理者であった

由布市が決算を行ったものである。由布大分環境衛生組合の一般会計の歳入総額は5億1,320万859円で、歳出総額は4億8,672万1,566円となっており、歳入歳出差引額は2,647万9,293円でありました。

慎重に審査した結果、全員一致で原案認定すべきと決定しました。

以上、審査結果を報告いたします。慎重審査の上、皆さんの御賛同をいただきますようお願いいたします。

なお、執行部におかれましては、審査の過程で各委員から出された意見、要望、また監査意見書を十分留意され、市財政の健全化と市民福祉の増進に向けて引き続き努力されることを期待しまして、決算特別委員会の報告を終わります。

次に、総務常任委員会の審査報告を行います。

総務常任委員会審査報告書、委員長、長谷川建策。

本委員会に付託の事件は審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、令和3年9月21日火曜日。議案審査、まとめ。場所、本庁舎3階第1委員会室。出席者は記載のとおりです。担当課は総務課をはじめ記載のとおりです。書記、議会事務局。

審査結果、事件の番号、承認第6号。件名、専決処分の承認を求めることについて、令和3年度由布市一般会計補正予算（第4号）。

経過及び理由、本件は一般会計において8,179万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を212億187万2,000円とし、8月12日から大雨に係る災害対応及び復旧工事で緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年8月13日付で専決処分を行ったもの。当委員会に係るもので、災害対策費については、災害対応業務に従事した職員手当や浸水防止等に使用した土のう用の砂代が主なものと説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案承認すべきと決定した。

事件の番号、議案第45号。件名、由布市過疎地域持続的発展計画について。

経過及び理由、本議案は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、庄内地域が引き続き過疎地域とみなされることになり、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とし、庄内地域の生産基盤や生活環境の整備などの諸施策に総合かつ計画的に実施する過疎計画を策定するため、同法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるもの。今回、その説明を受ける中で、委員から、計画策定後の事業執行については目的に沿った有意義な事業を優先して執行すべきとの意見が出された。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

事件の番号、議案第46号。件名、由布市企業立地促進条例の一部改正について。

経過及び理由、本議案は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域での企業立地に係る要件が拡大、緩和されたことから、由布市における企業立地支援制度の拡充を行うため条例の一部改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第47号。件名、由布市税特別措置条例の一部改正について。

経過及び理由、本議案は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税に係る課税免除及び不均一課税の要件の整備を行うため条例の一部改正を行うもの。主な改正点として、過疎地域における固定資産税の減収補てん措置の拡充及び延長との説明を受けた。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第49号。件名、令和3年度由布市一般会計補正予算（第5号）。

本補正予算は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,709万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を214億4,896万7,000円とするもの。当委員会に係るもので歳入については普通交付税や繰越金の確定のほか、国から配分された第4次新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、また事業に伴う国・県支出金や地方債があり、18款1項2目の利子及び配当金の554万9,000円については昨年度末より行っている地域福祉基金及び地域振興基金の国債運用による利息のうち6月以降の見込みの額となっている。合わせて現在の国債購入額は計20億円で、年間の利息見込み額は約880万円との説明を受けた。

また、歳出についてはコロナ禍による移住機運の高まりを背景とした移住者等居住支援事業費補助金などの増額や地域おこし協力隊員2名の新規採用、昨年の豪雨災害からの復興に向けた湯平温泉地域資源再生復興事業補助金が主なものとなっている。

今回、説明を受ける中で、委員からは、2款1項6目の地域おこし協力隊事業の隊員2名の新規採用に当たっては、地域振興及び地域活性化に向けた明確なビジョンを持ち行動できる方の採用に努めてほしいとの意見が出ました。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、報告を終わります。御賛同願います。

○副議長（甲斐 裕一君） 次に、教育民生常任委員長、淵野けさ子さん。

○教育民生常任委員長（淵野けさ子君） おはようございます。教育民生常任委員会委員長、淵野けさ子です。

委員会審査報告書。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布

市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、令和3年9月21日。議案審査、まとめ。場所は本庁舎新館3階第2委員会室。出席者は委員全員です。担当課は記載のとおりです。書記は、議会事務局です。

裏面をお開きください。

事件の番号、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて「令和3年度由布市一般会計補正予算（第4号）」。

経過及び理由。

本件は、緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年8月13日付専決処分したもので、当委員会に係る補正予算の体育施設災害復旧費580万円は、湯布院スポーツセンター陸上競技場の災害復旧工事のためのものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を承認すべきと決定しました。

審査の結果、原案承認すべきと決定。

事件の番号、議案第49号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第5号）。

経過及び理由。

当委員会に係る歳入の主なものは、16款2項3目衛生費国庫補助金で、4,501万円は新型コロナウイルスワクチン接種対策確保事業費国庫補助金です。

歳出の主なものは、4款1項4目予防費で、8,180万円は新型コロナウイルスワクチン接種事業で個別接種等委託料。10款2項4目学校建設費364万円は、挾間小学校施設整備事業によるもの。10款6項2目公民館費1,334万9,000円は、県道湯平温泉線改良工事に伴う湯平地区公民館グラウンド附帯設備解体等工事請負費。また、4款1項1目保健衛生総務費の健康温泉館利用促進事業については、年間修繕計画に沿った計画的な予算執行を実施していただきたいとの意見が付されました。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第50号、令和3年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ9,047万3,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ38億7,762万7,000円とするもの。

歳入の主なものとして、11款1項2目その他繰越金9,034万3,000円は、令和2年度決算による返還金。

歳出の主なものは、5款1項1目5,075万9,000円で、繰越金を財源とした基金積立金。7款1項5目保険給付費等交付金償還金3,638万5,000円は、令和2年度決算による県返

還金です。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第51号、令和3年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ7,465万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ41億9,788万8,000円とするもの。

歳入の主なものは、7款2項1目介護給付費準備基金繰入金で2,238万3,000円。8款1項1目繰越金5,313万円です。

歳出の主なものは、3款1項1目介護給付費準備金積立金で、2,657万1,000円は繰越金の2分の1以上となる地方財政法対応積立金。5款1項2目償還金3,066万8,000円は、令和2年度決算による過年度精算返還金。5款3項1目他会計繰出金1,929万6,000円は、精算に伴う過年度一般会計繰入金精算額です。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第52号、令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ192万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ4億7,147万1,000円とするもの。

歳入の主なものは、4款1項1目繰越金192万8,000円で、歳出の主なものは、4款1項1目予備費の192万8,000円、令和2年度決算による実質収支で繰越額となります。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

今期最後の委員会報告となりました。慎重審査の結果、御可決賜りますようによろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（甲斐 裕一君） 次に、産業建設常任委員長、太田洋一郎君。

○産業建設常任委員長（太田洋一郎君） 産業建設常任委員長の太田洋一郎です。委員会における審査の報告をさせていただきます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告をいたします。

日時、令和3年9月21日（火曜日）、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階第3委員会室。

出席者は、記載のとおりでございます。

担当課は、農林整備課、水道課、商工観光課、環境課、都市景観推進課、建設課でございます。

書記は、議会事務局。

事件の番号、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて「令和3年度由布市一般会計補正予算（第4号）」。

経過及び理由。

本議案における当委員会に係る歳出の主なものは、11款2項1目公共土木施設災害復旧費6,103万2,000円の増額は、本年8月の大雨による災害に係る応急工事費等。

慎重審査の結果、全員一致で原案承認すべきと決定。

審査の結果、原案承認すべきと決定。

事件の番号、議案第48号、字の区域の変更について。

経過及び理由。

本議案は、県営経営体育成基盤整備事業における柚の木地区1工区の土地改良事業の竣工に伴い、字の区域を変更するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第49号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第5号）。

経過及び理由。

本議案における当委員会に係る歳出の主なものは、4款2項3目環境衛生センター管理事業228万4,000円の増額は、昨年度末に解散した由布大分環境衛生組合の決算確定による大分市への清算金。6款2項1目未整備森林整備事業1,030万円の増額は、森林環境譲与税を使用し由布川峡谷に県産木材の防護柵を設置するもの。8款2項道路橋梁費3,836万円の増額は、市道瓜生田上々洩線山側のり面崩壊に係る復旧工事費の増、並びに市道向原別府線のルート変更等に係る土地購入費等の増によるもの。8款4項1目雨水対策事業600万円の増額は、挾間町下市地区及び古野地区の排水路整備工事費の増によるもの。11款災害復旧費3,718万円の増額は、令和2年7月豪雨災害における庄内町高津原水路の災害復旧工事に係る業務を大分県に委託するもの、及び湯布院町の鹿出橋の復旧において護岸工事の追加が生じたことから増額をするもの。

当委員会として、8款2項2目道路新設改良費の土地購入費について、地元との協議を早急に進めながら今年度中の予算執行に努めるよう、意見を付します。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第53号、令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

経過及び理由。

本議案は、令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計予算における歳入歳出予算に58万円追加し総額を8,764万9,000円とするもので、決算に伴う繰越金及び基金積立金の確定によるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第54号、令和3年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）。

経過及び理由。

本議案は、令和3年度由布市水道事業会計予算における資本的収入を1,171万6,000円増額し総額3億396万円とし、資本的支出を1,296万9,000円増額し総額6億1,379万円とするもの。

県道小挾間大分線の改良工事に伴う送配水管布設替え工事及び赤野地区配水管更新工事に伴う工事費の増額によるもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

御可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○副議長（甲斐 裕一君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○副議長（甲斐 裕一君） 再開いたします。

これより、各議案の審議に入りますが、議案についても、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第2、認定第1号、令和2年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立14名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第3、認定第2号、令和2年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立14名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第4、認定第3号、令和2年度由布大分環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立14名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第5、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて「令和3年度由布市一般会計補正予算（第4号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第6号を採決します。本案に対する委員長報告は承認です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり承認されました。

次に、日程第6、議案第45号、由布市過疎地域持続的発展計画についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第45号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第46号、由布市企業立地促進条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第47号、由布市税特別措置条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第47号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第48号、字の区域の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第48号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第49号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第5号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第49号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第50号、令和3年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第51号、令和3年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第51号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第52号、令和3年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第53号、令和3年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第54号、令和3年度由布市水道事業会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

○副議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第16、発議第5号から、日程第18、発議第7号までを一括して上程します。

まず、日程第16、発議第5号から、日程第18、発議第7号までについて、提出者に提案理由の説明を求めます。15番、工藤安雄君。

○議員（15番 工藤 安雄君） 15番、工藤です。

それでは、発議第5号から発議第7号まで一括して提案理由を説明いたします。

まず、発議第5号、由布市議会委員会条例の一部改正について。

上記の議案を別記のとおり、地方自治法第112条及び由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年9月28日。由布市議会議長殿。提出者、由布市議会議員、工藤安雄、賛成者、由布市議会議員、佐藤郁夫、淵野けさ子、長谷川建策、鷲野弘一、太田洋一郎、加藤裕三。

提案理由、議員定数の変更に伴い、条例の改正を行うことによる。

裏面を御覧ください。議員定数が18人となったため、各常任委員会の定数を改正するものです。

次に、発議第6号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてです。

提出者、賛成者は先ほどと同じです。

提案理由、議員報酬の計算方法を見直すためです。

裏面を御覧ください。第3条ですが、その月の現日数を基礎として、日割りによって計算するというものです。

次に、発議第7号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

提出者、賛成者は先ほどと同じです。

提案理由、財政需要に見合う財源の確保のため、地方税制の充実強化を求めるものです。

裏面に意見書(案)を記載しており、提出先については、衆議院議長をはじめ、各大臣としています。

以上です、御賛同お願いいたします。

○副議長(甲斐 裕一君) お諮りします。ただいま上程され、議題となっております各発議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(甲斐 裕一君) 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。

これより審議に入ります。まず、日程第16、発議第5号、由布市議会委員会条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(甲斐 裕一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(甲斐 裕一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第5号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長(甲斐 裕一君) 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、発議第6号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一

部改正についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第6号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、発議第7号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第7号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

午前11時29分休憩

.....

午前11時29分再開

○副議長（甲斐 裕一君） 再開します。

お諮りします。ただいま市長より、議案5件並びに議員発議として発議1件及び各委員会から、閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この7件を日程に追加し、議事日程第6号の追加として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、この7件は追加日程第1から追加日程第7として議題とすることに決定いたしました。

---

追加日程第1. 報告第27号

追加日程第2. 報告第28号

追加日程第3. 報告第29号

追加日程第4. 報告第30号

追加日程第5. 議案第55号

追加日程第6. 発議第8号

○副議長（甲斐 裕一君） まず、追加日程第1、報告第27号から追加日程第4、報告第30号の報告4件及び追加日程第5、議案第55号の議案1件、並びに追加日程第6、発議第8号を一括上程します。

初めに、追加日程第1、報告第27号、専決処分の報告についてから、追加日程第5、議案第55号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第6号）について、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、ただいま追加上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします追加案件は、報告4件、議案1件でございます。

初めに、報告第27号、専決処分の報告については、公園内道路の管理瑕疵による事故の和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第28号、専決処分の報告については、市営住宅用地の草刈り作業中の業務瑕疵による事故の和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第29号及び報告第30号の専決処分の報告については、公用車の接触事故による和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、議案第55号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算に、それぞれ8,725万2,000円を追加し、予算総額を215億3,621万9,000円にお願いするものでございます。

昨年から、長期間にわたり、全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用などにより、人の動きや経済活動が抑制されてきました。

大分県においても、第5波による感染状況が改善したとして、9月22日にステージ評価を3から2に引き下げ、8月20日から始まった飲食店への営業時短要請や、不要不急の外出自粛

の要請については、一昨日、26日をもって解除されたところでございます。こういった1か月以上にわたる自粛の要請などにより、由布市内の経済活動にも多大な影響が及んでいます。

今回の補正は、こういった経済活動の影響を強く受けている由布市内の事業者に対して、事業の継続や雇用の維持に向けた支援措置を講じるものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により30%以上の売上げが減少し、国の月次支援金、または県の大分県中小企業・小規模事業者事業継続支援金の給付を受けた事業者に対して、市独自で上乗せをして、法人20万円、個人事業主10万円を上限とし、支援一時金として給付するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いをいたします。

○副議長（甲斐 裕一君） 次に、追加日程第6、発議第8号について、提出者に提案理由の説明を求めます。8番、太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） 8番、太田洋一郎でございます。

発議第8号、大分県主要農作物等種子条例制定を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和3年9月28日、由布市議会議長、佐藤人巳。提出者、由布市議会議員、太田洋一郎、由布市議会議員、佐藤孝昭、由布市議会議員、工藤安雄、由布市議会議員、甲斐裕一、由布市議会議員、加藤裕三。

提案理由、大分県における種苗の安定した生産、供給体制の整備を求めるため。

大分県主要農作物等種子条例制定を求める意見書（案）。

主要農作物種子法が2018年より廃止されたことを受け、大分県において主要農作物の公共品種の種子の維持、改良を継続し、県内の農業者への支援及び県民への食料安定供給のための要綱を定めているが、大分県主要農作物等種子条例の制定が必要であると考えます。

同旨条例は、既に28道県で制定されています。加えて、気候変動への対応及び先進的な環境保全の観点から、国連も推奨する持続可能で循環型の地域社会を大分県で実現するために、地域の食文化を支えてきた固有の品種（いわゆる在来種）の発掘、保護、奨励及び県が知的財産権を保有する品種の保護、奨励を同条例で定めることで、地域文化の継承、生物多様性の保護、地域ブランドの創出及び食育の推進に貢献できると考えます。

由布市においては、全地域で主要農作物の生産が盛んであることに加え、由布ブランドとして湯布院の貴重な観光資源の一助となっていることに鑑みると、同条例の制定は、市内、ひいては県下の農業従事者及び観光産業関係者にとって極めて有益であると考えます。

よって、大分県におかれましては、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、大分県主要農作物等種子条例を制定すること。

2、上記条例の制定にあたっては、県内各地域の食文化を支えてきた固有の品種（いわゆる在来種）及び県が知的財産権を有する品種の保護、普及を図るため、生産者、消費者等関係者に意見聴取を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

由布市議会議長、佐藤人巳、大分県議会議長、御手洗吉生殿。

以上でございます。

○副議長（甲斐 裕一君） 次に、詳細説明を求めます。

まず、報告第27号及び報告第28号について、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 正秋君） 総務課長でございます。

報告第27号、専決処分の報告について、詳細説明を行います。

報告第27号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月28日提出、由布市長。

次ページをお開きください。専決処分書となっております。

令和3年8月31日、専決処分を行っているところでございます。次ページには和解内容及び損害賠償の額を記載しております。

事故概要といたしましては、令和3年8月1日、午後7時40分頃、甲が設置する由布市湯平地区ふれあい公園（由布市湯布院町湯平497番地11）において、公園内道路の側溝路肩部のコンクリートが一部破損しており、乙の所有する自動車が通行した際に当該側溝に設置した蓋が跳ね上がり、乙の所有する車両左前部に接触し、乙の車両に損害を与えたものでございます。

和解条件といたしましては、甲は乙に対し過失割合100%分に当たる本件事故に関わる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償金12万円を支払うものでございます。

次ページには、現場や車両の損傷状況を示す写真を記載しているところでございます。

次に、報告第28号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月28日提出、由布市長。

次ページをお開きください。専決処分書となっております。

令和3年9月10日、専決処分を行っているところでございます。次ページには和解内容及び損害賠償の額を記載しております。

事故概要といたしましては、令和3年8月6日、午後2時頃、由布市宮前徳野団地（由布市湯

布院町川北1977番地)において、市の作業員が除草作業を行っていた際に使用していた刈払機が乙所有の電柱に附属していた支線を切断し、乙に損害を与えたものでございます。

和解条件としては、甲は乙に対して過失割合100%分に当たる本件事故に関わる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償金1万7,853円を支払うものでございます。

次ページには、現場や損傷状況を示す写真等を記載しております。

詳細説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○副議長(甲斐 裕一君) 次に、報告第29号及び報告第30号並びに議案第55号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長兼契約検査室長(庄 忠義君) 財政課長です。

報告第29号について詳細説明をいたします。

報告第29号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月28日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

令和3年9月14日付で専決処分を行っております。和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要でございますが、令和3年8月12日、午前10時10分頃、乙の自宅敷地内において甲の車両が敷地から出ようとした際、乙の所有するカーポートに附属する雨どいに甲の車両の左側面上部が接触をし、カーポートに損害を与えた事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償金の額を5万9,400円と定めたものでございます。

末尾に損傷状況の写真を添付をいたしております。

次に、報告第30号につきまして、詳細説明をいたします。

報告第30号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月28日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

令和3年9月15日付で専決処分を行っております。和解条件、事故概要等につきましては、次のページを御覧ください。

事故の当事者は記載のとおりでございます。

事故概要でございますが、令和3年8月24日、午後0時50分頃、由布市湯布院町川上1071番地3、田舎庵駐車場におきまして、甲の車両が駐車場から後退して出ようとした際、駐車していた乙の車両の右側前方に甲の車両の右側前方が接触をし、乙の車両に損害を与えた事故でございます。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本件事故に係る過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を13万3,906円と定めたものでございます。

末尾に損害状況の写真を添付いたしております。

報告第24号を含めまして、6月以降、基本的運転操作等の過失による公用車の接触事故が続いております。この間、全職員に対し、目視による周囲の安全確認や歩行者へ配慮した運転の実践など安全運転の励行を通知しているところでございますが、今後も職場一体となって交通法規の遵守、交通事故防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、議案第55号につきまして、詳細説明をいたします。

議案第55号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度由布市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,725万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ215億3,621万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和3年9月28日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正となります。2ページにかけまして、款項ごとに補正額を計上いたしております。

3ページからは、補正予算事項別明細書となります。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、16款2項1目の2節総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,683万5,000円は、国から交付限度額の通知がございました事業者支援に係る交付金でございます。

20款1項1目の2節基金繰入金の5,041万7,000円の増額は、財政調整基金からの繰入れをしております。

8ページをお願いいたします。歳出でございますが、7款1項2目の区分1、新型コロナウイルス緊急対策事業（商工振興）は、長期間のコロナ禍により経済活動への影響を強く受けている由布市内に事業所を有する法人、または個人事業主に対して、支援一時金を給付するものでござ

ございます。

具体的には、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年4月から9月の月間売上げが対前年または前々年同月比で50%以上減少している事業者に国から給付される月次支援金、または本年の5月、6月の第1期、8月、9月の第2期のいずれかの売上げが、対前年または前々年同月比で30%以上減少している事業者に県から給付される大分県事業継続支援金を受給をしている事業者に支援一時金を給付をするもので、給付額は最大で法人20万円、個人事業主10万円、給付対象者を620件と想定しておりまして、8,700万円を計上いたしております。これに事業に係る事務的経費を加えまして、総額8,725万2,000円を計上させていただいているところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（甲斐 裕一君） 以上で、議案5件、発議1件の提案理由並びに詳細説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案5件及び発議1件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。

まず、報告第27号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第28号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第29号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。

次に、報告第30号、専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第55号、令和3年度由布市一般会計補正予算（第6号）を議題として質疑を行います。まず、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 次に、歳出について質疑はありませんか。13番、瀧野けさ子さん。

○議員（13番 瀧野けさ子君） 9ページの歳出ですが、先ほど財政課長が県の補助に対する前々年度50%、4月から9月までと、なんか説明聞いたような気がするんですけど、そして、5月から6月、1期、8月から9月、2期、30%減というふうに説明聞いたんですけど、この50%と30%、何か関係があるんですかね。もう、いずれか30%と受け止めていいんでしょうか。

それと、あともう一つは、申請の窓口はどこなのかということと、4日から申請日というふうにお聞きしておりますけど、本当に今、個人営業者は大変に困っております。もう速やかに、申請された方には素早く調べていただいて、なるべく早く事業者の手元にいくようにしていただきたい。国、県とか市のは後で後で出てきますから、大変な中切り抜けて、その後からしてきますので、本当に、自転車操業のような感じでね、大変困っておりますので、そここのところも早くしていただきたいということを言っておきたいと思いますが、3点ほど。

○副議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） 商工観光課長です。お答えいたします。

先ほど、財政課長のほうが御説明いたしました50%と30%と両方あって、30%以上になるんだろうというようなところだと思うんですけども、一応、この補助金の制度上、もともとある国の月次支援金というものと、県がそれと別に事業継続支援金というこの2つが既に存在しております。これに該当する事業者に対して上乘せというようなどころでの設計をしておりますので、それぞれ違った入口があって、由布市としては、その対象者に対して20万円と10万円というふうな形で支給するというような設計をしております。

先ほど、議員さん御指摘があったように、とにかくスピード感を持って支給という部分において、その視点があるがゆえに、この2つの事業を利用させていただいたというふうな考えがございます。既にもう受給権が発生しているというところに着目をしまして、申請をいただければ、すぐに——月曜日に出していただければ、金曜日には振り込まれるというぐらいのスピード感を持ってやろうというふうなことで設計をしております。

以上です。

○副議長（甲斐 裕一君） 瀧野けさ子さん。

○議員（13番 瀧野けさ子君） ありがとうございます。

その国からの月次支援金、県からの補助金もあるんですが、できれば30%でね、50%も大事ですけど、やっぱり、今、一番大変な時期ですので、30%を、やっぱりしていただきたいというふうに、これは要望ですけども、よろしく——それができるかできないか、ちょっとこれ、2段3段となってややこしく思えるので、申請もなかなか難しいのかなというふうに思っているんですけども、それは合体して30%とかはできないんですかね。

○副議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） お答えいたします。

すみません、先ほどの質問で窓口というのが1つ抜けておりましたけれども、窓口は、私ども商工観光課ということにしております。なおかつ、コロナの影響もございますので、基本郵送でしていただければというようなところの組立てにしております。

それから、今、御指摘にありました、基本的には30%以上の損益のある方は該当していくというふうに考えていただければ結構かなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（甲斐 裕一君） ほかにありませんか。太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） これまた、一般質問でも取上げてまして、こういう措置をしていただきまして、大変ありがたいというふうに思っておりますが、やはり申請方法が非常にこう複雑になるとか、なかなか厳しいということ、今までにおいて、非常に大変だということで、なかなかその申請まで、厳しいんですけども、申請をしていなかった事業者もおられるように聞いております。例えば、月次支援金であるとか県の事業継続支援金の支援を受けずに、ただ、売上げはかなり減っている、申請の基準に満たすほどの売上げが減っているという状況の事業者に対しては、この事業は該当しないのでしょうか。

それと、PR方法ですね、これ非常に重要になってくると思うんですけども、これを効果的に速やかに行う何か方法等ございましたら、どういうふうなことを考えられているかお伺いいたします。

○副議長（甲斐 裕一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（古長 誠之君） 商工観光課長です。お答えいたします。

先ほど、スピーディーに支給をするというところにかかなり執着したというようなところがございます。それをいかに成し得るかというところで、現在ある国なり県の支援金の対象者というところで、即座に交付できるというようなところがありますので、この要件に該当しないという状況がある場合は、一旦、私どものほうに御説明というか資料を持ってきていただいて、その中で該当するしないというところの判断はできるかなというふうには思っております。

それから、申請に関しましては、そういうふうなところがありますので、私どもの用意した請

求書兼申請書というふうな様式をつくっておりますので、それを記入していただければ、もうすぐにも出せるというような流れをつくっております。

PR方法ですけれども、本日議決をいただければ、即座にホームページで開設するというふうなところと、それぞれ報道機関等によって周知はできればなというふうに思っております。

以上です。

○副議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） ぜひとも、対応していただきたいというふうに思っておりますが、私の知り合いの中には、持続化給付金の申請をしたんですけども、それで疲れてしまって、もうあとの申請は頭が痛くなってしていないみたいな方も実際におられますので、そういった方も相談にお見えになられれば、相談に乗ってあげていただきたいということと、それと、PR方法もホームページ等とありますけれども、由布市のFMもありますし、そういったラジオなんかも使いながら、いち早く必要な方々に情報が届くというところを対応していただきたいというふうに思っております。答弁結構です。

○副議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第55号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第6、発議第8号、大分県主要農作物等種子条例制定を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。鷲野弘一君。

○議員（10番 鷲野 弘一君） 今回、この文書を提出されているんですけども、地域の食文化を支えてきた固有の品種というふうに項目ありますけれども、大体こういうのはどうなのが、その品種に当たるのか教えていただけますか。

○副議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） 先ほど、請願に対しての質疑でもお答えさせていただきましたけれども、地域の固有種というのは、現在、大分県下でもあると思いますけれども、また、これからも

固有種と言いますか、そういったものがまた発掘され、そういったものが奨励できるというふうな将来的な部分も考えまして、こういうふうな内容にさせていただきました。（「事例として何が当たるのか。今あるやつで教えていただければ」と呼ぶ者あり）

事例としては、先ほどおっしゃっておられました固有の、そのお米のブランドであるとか品種であるとか、そういったこともあると思われまます。

以上でございます。

○副議長（甲斐 裕一君） 鷲野弘一君。

○議員（10番 鷲野 弘一君） ここで言われている固有のというのは、早く言うと地キュウリとか、そんなもの、昔からある品種のことを、これ指しているんだと思うんですよ。だけど、地元にあるそういうキュウリとか昔からあるものに対しては、規模も小さいし、そういうのはこういうふうな条例の中に入らないというふうに私聞いているんですけどね、その辺はよく検討された上で、こういう文書を県に出されるのかというのを、そののところもう一度、どうされたのか教えてください。

○副議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） お答えいたします。

私どもと言いますか、今回の意見書の中で、そういった昔から自家採取している品種、例えば地キュウリであるとか、カボチャであるとか、そういったことも踏まえまして、それは、保護する必要があるだろうというふうに考えております。

以上です。

○副議長（甲斐 裕一君） 鷲野弘一君。

○議員（10番 鷲野 弘一君） だから、さっきから言うんですけどね、そういうものに関しては、除外されているということ、そういうのに入らないということで私たちは話聞いているものですからね、ちょっとそれ話が違うし、そういうふうな理解の仕方こういう文書を県に出したときに、ちょっとなんか、笑われるという言い方はおかしいですけどね、もう少し、やっぱり勉強した上で出さないと、ちょっと検討が足りないのかと思うんですけど、いかがですか。

○副議長（甲斐 裕一君） 太田洋一郎君。

○議員（8番 太田洋一郎君） 私は、それは含まれるというふうに判断をしております。

以上です。

○副議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。鷲野弘一君。

○議員（10番 鷲野 弘一君） 私は、これはやっぱり反対の意見をさせていただきます。もう少し、やはり検討した上で県に出さない、やっぱり県に出たときに「由布市は」というふうな内容になるかと思うんですけど、ちょっともう少し勉強して、これは出すのはやっぱり一歩待ったほうがいいと思います。それで反対します。

○副議長（甲斐 裕一君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、発議第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立9名〕

○副議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 追加日程第7. 閉会中の継続審査・調査申出書

○副議長（甲斐 裕一君） 次に、追加日程第7、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

---

○副議長（甲斐 裕一君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

ここで、閉会にあたり、市長より発言の申出がありましたので、これを許可します。市長。

○市長（相馬 尊重君） 議長のお許しをいただきましたので、令和3年第3回定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

初めに、議員各位におかれましては、9月8日より本日まで活発な御議論と慎重な審議の上、全議案につきまして、認定、承認、可決をいただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。山積する重要課題について多岐にわたり、様々な御指摘、御提案をいただきましたが、今後、調査、研究、検討を重ね市民サービスの充実につなげてまいりたいと考えております。

さて、議員の皆様におかれましては、本日を持ちまして、任期中最後の議会になろうかと存じます。私自身もこの4年間、議員の皆様方の御指導御鞭撻をいただきながら、行政運営ができて

したことに深く感謝を申し上げる次第です。

また、今限りで御勇退されると伺っております工藤安雄議員さんにおかれましては、長年にわたる市政への御尽力に対しまして、改めて感謝を申し上げます。今後とも健康に御留意されますとともに、市議会の議席を離れられましても、在任中と変わることなく御指導、御支援をいただければありがたいと考えております。

また、選挙に臨まれる議員の皆様には、再び議員として御活躍されますよう心からお祈りを申し上げます。私も今回の選挙において、市民の皆さんの審判を受けることにいたしております。市民の皆様のお支援をいただけるのであれば、議員の皆様とともに、再びこの議場で活発な議論を交わしながら、地域自治を大切にしたい住み良き日本一のまち・由布市の実現に向けて、全力で市政のかじ取りを行ってまいります。

結びに、議員の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を心から祈念を申し上げ、閉会にあたっての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（甲斐 裕一君） それでは、私より一言御挨拶申し上げます。

任期最後となります定例会の閉会あたり一言御挨拶申し上げます。

今期定例会では、佐藤議長が体調不良によりお休みをなされました。そのため、代わって、私が議長職を勤めさせていただきました。不慣れな議会運営で議員各位並びに執行部の皆様には大変御迷惑をおかけしましたが、皆様方の御協力を賜り、無事に21日間の会期を終了することができました。改めて、心から感謝申し上げます。

この度、御勇退されます議員におかれましては、これまで市政発展及び円滑な議会運営のために多大な御尽力をなされましたことに厚くお礼申し上げます。今後とも健康に十分御留意されまして、ますます御活躍されますよう心からお祈り申し上げます。また、再出馬される議員各位におかれましては、全員の当選の榮譽を得られ、再びこの議場に全員が集まりますよう格段の御努力、御奮闘をお祈り申し上げます。

私は、令和元年11月の臨時会において、皆様の御推挙により副議長の重責を担わせていただくことになりました。これまでの2年間を振り返りますと、突如として発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大による市民生活、経済への影響、さらに昨年7月には豪雨災害による甚大な被害が発生しましたが、議長とともに執行部に対し、迅速な対応をお願いしてきたところでございます。今後も新型コロナウイルス感染症の収束や災害からの早期復旧に取り組んでまいりたいと思います。また、議員及び相馬市長をはじめ、執行部の皆さんの御支援、御協力によりまして、無事務めることができました。まだ、残り1か月の任期はございますが、ここに改めて深甚なる感謝を申し上げます。今期定例会をお休みされた佐藤議長におかれましては、一日も早い回復を祈念いたしております。

市民の皆様におかれましては、熱心に傍聴していただきありがとうございました。議会の活性化のためにも、今後とも御指導、御助言を賜れば幸いです。

結びに、皆様方の今後ますますの御健勝、御活躍を心から御祈念申し上げ、任期最後の本会議終了の御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

これで、令和3年第3回由布市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時10分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

副議長

署名議員

署名議員